

柴監告示第7号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により報告した監査の結果について、同条第12項の規定により柴田町長から措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

平成30年8月20日

柴田町監査委員 大宮 正博

柴田町監査委員 桜場 政行

記

平成29年度 随時監査（平成28年度工事請負・委託等契約（下期））

(1) 監査の結果の公表年月日 平成29年5月18日（柴監告示第4号）

(2) 措置通知があった年月日 平成29年7月12日

(3) 監査の結果及び措置の内容

監査の結果（指摘事項等）	措置の内容（改善等内容）	措置を講じた課等
○特命随意契約の締結について 随意契約を行う場合には、平成26年4月に定められた町の随意契約ガイドラインに沿った運用がされるべきであるが、今回の監査において考察が必要と思われる契約が散見していた。 「特殊な技術、機器等を用いるため」や「ノウハウがある」「業務に精通している」などの理由をもって契約者を選定している契約が見受けられたが、安易に1者随意契約とすることなく、誰が経過を聞いても納得できる契約行為となるよう、適正な業者選定に努めていただきたい。	起工何いの段階で、随意契約ガイドラインに沿った適正な業者選定であるかを確認し、内容的に不十分と思われる場合には担当課に対し指導を行った。	財政課
○白石川堤「一目千本桜」景観形成事業委託について 白石川堤「一目千本桜」景観形成事業において花木の植栽を委託し、3月末の履行期限で支払も完了しているが、監査時点において委託業者から工事写真帳及び業務日誌	委託業者に対し、完成届と一緒に必ず関係書類を提出するよう指導した。平成29年度は、完成届と一緒に全ての関係書類を確認してから支払いを行った。	商工観光課

<p>が提出されておらず、業務完成の経過等の確認をすることができなかった。</p> <p>完了検査に当たっては、関係書類をそろえて行うことはもちろんのこと、全ての確認ができてから支払をすべきである。</p>		
---	--	--

平成29年度 随時監査（平成29年度工事請負・委託等契約（上期））

- (1) 監査の結果の公表年月日 平成29年12月6日（柴監告示第11号）
- (2) 措置通知があった年月日 平成30年7月12日
- (3) 監査の結果及び措置の内容

監査の結果（指摘事項等）	措置の内容（改善等内容）	措置を講じた課等
<p>○観光地等整備事業委託料の算出について観光施設や観光資源の整備などを行い、観光客の受け入れ態勢を推進し、観光客誘客と観光振興を図ることを目的として、シルバー人材センターへ観光施設等周辺整備及びイベント等対応業務を委託している。</p> <p>業務内容の一つとして除草・植栽・花木等管理業務があり、委託料の積算内容を見ると監督員手当てが216日で算出されている。年間通しておよそ週4日の計算であるが、冬場等の花木管理は考えにくいものがある。花木等の管理業務以外の作業も行っているとのことであったが、仕様書の内容からは読み取れないものであった。</p> <p>また、植栽の経費として必然的にかかる種や苗などは委託料の積算には含まれておらず、必要な物品を委託者が提供するのであれば、仕様書に記載すべきである。</p> <p>仕様書には委託する業務の目的・内容はもとより、手順・年間の業務スケジュール・貸与品・提供品・報告書等の提出書類など業務に関する仕様を明確かつ詳細に定めていただきたい。</p> <p>なお、業務完了後に提出される完了報告書等の内容を精査して委託内容を検証し、次年度以降に活かすことで事業の目的がより良い成果となると思われる。</p>	<p>完了報告書等の内容を精査し委託内容を検証、平成30年度の委託契約から監督員手当てについては、業務量を考慮して「除草・植栽・花木等管理業務」と「観光施設等周辺整備・イベント等対応業務」を合計して185日(固定日175日・予備日10日)と記載した。</p> <p>また、業務の手順や年間スケジュール、貸与品、提供品なども仕様書に明確かつ詳細に記載した。</p>	<p>商工観光課</p>

平成29年度 定期監査（福祉関係施設）

- (1) 監査の結果の公表年月日 平成30年3月9日（柴監告示第2号）
 (2) 措置通知があった年月日 平成30年7月12日
 (3) 監査の結果及び措置の内容

監査の結果（指摘事項等）	措置の内容（改善等内容）	措置を講じた課等
<p>○児童福祉施設職員の時差出勤における勤務時間について</p> <p>保育所等の児童福祉施設職員は、公務運営上の事情により特別の形態によって勤務する必要のある職員として時差出勤が適用されている。</p> <p>時差出勤における勤務時間等は、職員の週休日の割振り及び時差出勤に関する規程（平成19年柴田町訓令第4号）に基づき行われることになるが、同規程別表第2に定められている勤務時間等に該当しない勤務形態をとっている施設があった。</p> <p>さらに、同規程第7条第1項に「所属長は、災害非常時を除き、時差出勤を命じた日に時間外勤務を職員に命じることはできない。」とあるが、職員の勤務時間、休暇等に関する条例で定められている職員の1日の勤務時間7時間45分を超える勤務時間もあった。</p> <p>日々の保育については想定外の事態も起こり得る可能性があり、臨機応変な対応が求められているところではあるが、時差出勤の命令については、実際の勤務体制が規定された勤務時間等に合うよう調整していただきたい。</p>	<p>船岡・槻木・船迫の3保育所において、規程で定められている時差出勤だけでは対応できない時間帯が発生していることから、時差出勤の時間帯の追加等について、規程の見直しについて総務課と協議し、実際の保育に支障が出ないよう勤務時間帯の調整を図る。</p>	<p>子ども家庭課</p>